

これからの船員保険の事業方針について

【外的環境の変化】

- 船員の働き方改革や健康確保に向けて、本年4月より改正船員法施行規則等が施行
⇒船員の健康づくりへの機運も高まるこのタイミングにおいて、国土交通省、経済産業省、厚生労働省等とも連携しつつ、船員の健康確保に向けて各種施策を強力に推進し、船員の健康づくりの環境を整えていくこと、船員が自らの健康づくりに取り組んでいただけるよう理解促進を図ることが重要。

（船員法施行規則等の改正）

- ①産業医の選任
- ②健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置
- ③過重労働対策
- ④メンタルヘルス対策

- 支払基金改革、マイナンバーの活用とオンライン資格確認の浸透
⇒これら国の施策について、船員保険への影響等も見極めながら事業方針を検討する必要がある。

【内的環境の変化】

- 2023（令和5）年度は第二期データヘルス計画の最終年度
⇒第二期データヘルス計画健康づくり関連施策等の振返りが重要（PDCA）。
- 2025（令和7）年度中の船員保険の業務・システムの刷新を目指し、システム構築へ
⇒最終的には船員保険部の事務プロセスも変換し、職員の働き方も生産性の高いものになっていく。

【今後の事業方針】

今後は、船員の健康づくりという観点での事業の検討を重点的に実施していく。現時点で、この健康づくりの軸は船舶所有者にもご協力いただく「健康づくり宣言」事業と考えており、これまでの福祉事業も着実に実施することで、多角的に船員の健康づくりの基盤を整備する。一方で支払基金改革やマイナンバーの活用等の国の施策の状況にも応じた船員保険の業務・システムの刷新の実現を図る。

⇒令和5年度の船員保険事業計画・予算（案）については、これらを基本的な方針として検討していく。